## 別紙

下記のとおり、中小企業等協同組合法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)の下記 1.の内容については、下記 2.の「対応する保険業法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 中小企業等協同組合法施行規則において定めようとする内容		2. 计内寸工程除类法恢复组织安
	委任元の条項	2. 対応する保険業法施行規則案
①契約締結前の情報の提供方法に関する	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する	第 234 条の 6、第 234 条の 21
事項	金融商品取引法第37条の3第1項	
②契約締結前の情報の提供の適用除外に	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する	第 234 条の 22
関する事項	金融商品取引法第37条の3第1項但し書	
③準用金融商品取引法第37条の3第2項	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する	第 234 条の 24 の 2
に定める説明義務の適用除外に関する事	金融商品取引法第37条の3第2項	
項		
⑤契約締結時の情報の提供方法に関する	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する	第 234 条の 24 の 3
事項	金融商品取引法第 37 条の 4	
⑥契約締結時の情報の提供の適用除外に	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する	第 234 条の 26
関する事項	金融商品取引法第37条の4但し書	
⑦禁止行為に関する事項	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する	第 234 条の 27
	金融商品取引法第 38 条第 9 号	

<sup>※</sup>その他、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。